

議案第59号

かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条中第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第13条第1項中

「訓練の場合 1回につき 2,000円」

を

「訓練の場合 1回につき 2,000円

その他市長が別に定める場合 1回につき 2,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定

は、令和元年12月14日から施行する。